

1. 労働者組合の発展
 2. 労働者の生活向上
 3. 労働者の教育
 4. 労働者の福利厚生
 5. 労働者の政治的参加
 6. 労働者の社会的地位の向上
 7. 労働者の文化的活動
 8. 労働者の国際的連帯
 9. 労働者の自治的組織の発展
 10. 労働者の経済的自立

以上は労働組合の発展の方向を示すものである。労働組合は労働者の利益を代表し、労働者の権利を守り、労働者の生活を向上させるべきである。労働組合は労働者の教育を行い、労働者の福利厚生を確保し、労働者の政治的参加を促進し、労働者の社会的地位を向上させ、労働者の文化的活動を支援し、労働者の国際的連帯を強化し、労働者の自治的組織の発展を促進し、労働者の経済的自立を達成させるべきである。

争議並紛議一覧表

| 工場並職場名 | 発生年月日 | 人負原 | 田 | 主ナル解決條件 |
|---------|----------|------|---|---------------------|
| 堺大和川館 | 昭和六年九月一〇 | 五 | 田 | 解雇二名 手當三〇円支給 |
| 第一朝日 | 〇一〇一五 | 三四 | 田 | 全負一時退職 手當三三六〇円支給 |
| 新野館共同 | 〇一〇三一 | 待異改善 | 田 | 手當費用同支給 |
| 乙ら三館 | 七年一一五 | 五 | 田 | 二名解雇 手當費用同支給 |
| 大阪心大株會社 | 〇〇〇三 | 三 | 田 | 六〇〇円支給 |
| 昭和俱樂部 | 〇〇三二四 | 一 | 田 | 借下取封 借下取封 |
| 福島キネマ | 〇〇三三〇 | 一〇 | 田 | 解雇手當 手當三〇〇円支給 |
| 出雲屋本店 | 〇〇四一〇 | 二〇 | 田 | 省付強化 要求貫徹 |
| 丸井 | 〇〇四一八 | 四〇 | 田 | 要求貫徹 |
| 土砂採取所 | 〇〇五二六 | 四〇 | 田 | 要求貫徹 |

自昭和六年八月末日
 至昭和七年八月末日

完